

教育委員会会議録

令和5年（2023年）1月定例教育委員会会議

開 会 日	令和5年（2023年）1月26日（木）	
開 会 時 間	午後2時00分 ～ 5時30分	
開 会 場 所	SPring熊本花畑町 7階 D会議室 ※一部オンライン開催 オンラインでの出席者については各執務室	
出 席 者	委員 会	遠藤洋路 教育長 出川聖尚子 委員 小屋松徹彦 委員 西山忠男 委員 苦野一徳 委員 澤栄美 委員
	事 務 局	松島孝司 教育次長 中村順浩 教育総務部長 田口清行 学校教育部長 他
提 出 議 案	<p>議第1号 教育長の営利企業等の従事について</p> <p>議第2号 令和4年度熊本市一般会計及び特別会計（奨学金貸付事業会計）補正予算（2月補正予算）について</p> <p>議第3号 令和5年度熊本市一般会計及び特別会計（奨学金貸付事業会計）当初予算について</p> <p>議第4号 熊本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p>議第5号 職員の懲戒処分について</p> <p>議第6号 熊本市記念館条例の一部改正について</p> <p>議第7号 臨時代理の報告について</p> <p>議第8号 熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例案に対する意見について</p>	
協 議	(1) 令和6年度（2024年度）熊本市立学校教員採用選考試験主な変更点及び日程について	
報 告	<p>(1) 令和4年第4回定例市議会報告について</p> <p>(2) 熊本市立高等学校における令和5年度（2023年度）使用予定一般図書について</p> <p>(3) 日本語指導拠点校の拡充について</p> <p>(4) 熊本市立平成さくら支援学校における令和5年度（2023年度）使用予定一般図書について</p> <p>(5) 国指定史跡釜尾古墳の追加指定について</p>	
署 名	苦野 一徳	
	澤 栄 美	
会議録作成者	教育政策課 玉野あゆみ	

<p>〔開会の宣告〕</p>	
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>令和5年1月定例教育委員会会議を開会いたします。</p>
<p>〔会議の成立〕</p>	
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>本日は、私の他5人の委員が出席しておりますので、この会議は成立しております。 会議録署名人は、苫野委員と澤委員とします。</p>
<p>〔公開の審議〕</p>	
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>本日の会議の内容につきましては、会議日程のとおりですが、招集通知後に追加で協議をお願いしたい案件が発生したため、案件を追加しております。当該案件は、議第8号 熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例案に対する意見について、及び、協議（1）令和6年度（2024年度）熊本市立学校教員採用選考試験主な変更点及び日程についてです。協議案件が追加となりますので、現在の会議日程では「日程第4報告」となっておりますが、「日程第4 協議」とし、「日程第5 報告」と変更いたします。 また、本日の議事のうち、議第5号 教職員の懲戒処分については、「教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する案件」であること、議第2号 令和4年度熊本市一般会計及び特別会計（奨学金貸付事業会計）補正予算（2月補正予算）について、議第3号 令和5年度熊本市一般会計及び特別会計（奨学金貸付事業会計）当初予算について、議第4号 熊本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議第6号 熊本市記念館条例の一部改正について、議第8号 熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例案に対する意見については、「教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する案件」であることから、会議規則第13条第1号及び第2号の非公開事由に該当し、非公開の審議が適当と思います。 議第2号、議第3号、議第4号、議第5号、議第6号及び議第8号につきまして、非公開に賛成の委員は、挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>

遠藤洋路 教育長	全員賛成により、議第2号、議第3号、議第4号、議第5号、議第6号及び議第8号は、非公開とします。
日程第1 前回会議録等承認	
遠藤洋路 教育長	<p>12月22日開催の令和4年12月定例教育委員会会議録を各委員のお手元に配布しております。この会議録を承認することに、ご異議はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声）</p> <p>異議なしと認め、前回会議録等を承認することに決定します。</p>
日程第2 事務局報告の件	
（1）事業・行事等報告について	
<ul style="list-style-type: none">○ 前回定例会議（R4.12.22）以降の事業・行事報告○ 今後の予定	
日程第3 議事	
・議第1号 教育長の営利企業等の従事について	
遠藤洋路 教育長	議第1号 教育長の営利企業等の従事については、私の一身上に関する案件です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、当事者は、議事に参与することができないこととされていますので、議事の進行を第一職務代理者である出川委員にお願いしたいと思っております。
出川聖尚子 委員	それでは、私が議事の進行を務めさせていただきます。教育長から、当事者は議事に参与することができないとのご説明がありましたので、教育長の退室をお願いします。
（教育長退室）	
《中川浩二 教育政策課長 提案理由説明》	
西山忠男 委員	教育長としての職務に関わる執筆内容であることから、問題

出川聖尚子 教育長職務
代理者

はないと思います。

他にご意見、ご質問はありますか。
ご発言がなければ、採決を行います。
議第1号 教育長の営利企業等の従事について、ご承認いただくことにご異議ありませんでしょうか。

（異議なしの声）

出川聖尚子 教育長職務
代理者

ご異議なしと認めます。
議第1号については、許可することと決定いたします。
それでは、教育長の入室をお願いします。

〔採決〕 【原案どおり承認された】

（教育長入室）

・議第7号 臨時代理の報告について

《田口清行 学校教育部長 提出理由説明》

〔採決〕 【原案どおり承認された】

日程第4 協議

・協議（1）令和6年度（2024年度）熊本市立学校教員採用選考試験主な変更点及び日程について（案）

《田口清行 学校教育部長 説明》

西山忠男 委員

令和7年度採用試験に向けた変更点の2番ですけど、大学推薦制度、これはかなり思い切った改革だと思うんですが、4点質問いたします。まず1点目としてどの大学にするのか、2点

<p>田口清行 学校教育部長</p>	<p>目として推薦の基準は示すのか、示すとしたらどういう基準にするのか、3点目として推薦人数をどうするのか、4点目として学部の違いはどう判断するのか、こういったいろんな問題があるような気がするんですけど、以上4点についてどの程度お考えになっておられるでしょうか。</p> <p>まず、大学につきましては人数が多い大学から少ない大学、また、人数が多い大学の中でも実際に合格される方が多い大学もごございます。少ない大学になりますと、その方お一人ということにもなりますので、そこについてはやはり受験者数が多い大学、合格者の多い大学の中で、今の考えとしてはお一人ご推薦をいただくということを考えているところです。</p> <p>また、基準につきましては今後しっかり検討していきたいと思っておりますけど、一番は本市の教育の理解をしっかりとやっていること、また、大学の中で、学業、それから部活動、ボランティア活動などで熱心に取り組んでいる学生をご推薦いただきたいと考えているところです。</p> <p>詳細につきましては、4月の公表する段階でお示しをしていきたいと考えております。</p> <p>学部につきましては教育学部を考えております。</p>
<p>西山忠男 委員</p>	<p>最後、教育学部とおっしゃいましたが、中学校の免許は他の学部でも取れますので、教育学部限定というのはちょっと引っかけるところですけど、ただ受ける大学側としては、1人推薦してくださいと言われるとどの学部から推薦するかというのがまず大問題になってしまうので、教育学部に限定されたほうが、大学、受ける側としてはやりやすいのかなとは思いますが。学園大学はどんな感じですかね。そういうかたちで大丈夫ですか。</p>
<p>出川聖尚子 委員</p>	<p>ここの2番に、小学校教諭等と書いてあるので、小学校の教員であれば本学では養成がないので、中・高と幼稚園なので、そこはここに限定してあれば該当しないのかなと思います。他であればいろんな学部であるかと思います。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>これは、小学校に限定している理由は何かあるんですか。</p>
<p>田口清行 学校教育部長</p>	<p>まず、先ほど途中でも申しましたけど、教科となりますと大学によっては非常に受験者が少ない、また合格者も少ない状況</p>

	<p>もごさいますので、その中で推薦をいただくというのも非常に難しいところがあるのかなと思っております。現在のところでは、小学校のほうで、受験者数、それから合格者数を合わせてまして、推薦の大学を決定していきたいと思っております。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>最初に学校教育部長が言ったように、これまでの合格実績、採用実績の多い大学学部からの推薦ということであれば必然的に教育学部ということになるんですかね。中学校で、もし大学の特定の学部から毎年たくさん採用しているのであれば、同じような制度ができなくはないのかもしれませんが、今のところそういう該当はないということなんでしょうかね。</p>
田口清行 学校教育部長	<p>今のところは、そのように該当するところはありません。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>分かりました。今の時点でのイメージで構いませんけど、何大学とか、どのぐらいを想定しているのかというのはあるんですか。</p>
田口清行 学校教育部長	<p>今のところ熊本であればやはり熊本大学が非常に多く受けられています。それからその他の大学もあと2校程度は多く受けられています。県内に限らず、先ほど申しましたように受験者数、それから合格者数を見まして推薦ということで進めていきたいと思えます。</p> <p>また、変化が当然あると思いますので、そこにつきましては毎年しっかり見ていきたいと思えます。先ほど教育長が申されましたとおり、なかなか難しいとは思いますが、教育学部以外でたくさん出てくるということも考えられますので、しっかり動向は見ていきたいと思っております。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>分かりました。</p> <p>最後に言った点、例えばたくさん入るといっても、ある年にどっと入って後は全然入らないというよりは、毎年継続的にたくさん採用しているところという、そういうことなんでしょうか。そんなにたくさんはなく、該当するところは幾つかということなんでしょうね。</p> <p>恐らく該当するであろう熊本大学教育学部の苦野委員はどうですか。</p>

苫野一徳 委員

他の自治体も幾つか毎年推薦をということで教育学部に来てくださっていて、実際に優秀な学生が申し込んで推薦を得ているんですよ。と考えると、やはり熊本市もやっていただいて、優秀な学生が率先して行きたいと思ってくれる仕組みがあるというのは大変よいことかなと思っております。

澤栄美 委員

1の2にある1次試験免除の話ですが、1次試験を免除ということは2次試験からの受験になるわけですが、2次試験を受ける人数はある程度切っていくということですか。今までの、例年どおりの人数になるかどうかということが1点目の質問です。養護教諭の場合、実務に直結するような知識がある程度ないと命に関わるものが起きてくるので、そういったことはどう考えているかと以前質問しました。その時、2次試験で専門性に関わる内容を意識して入れていくというお返事をいただいたような気がするんですけど、今までこのレベルのことだけは知っておいてほしいという内容を1次試験でできない分、2次試験でどのようにそのあたりを補完するお考えかということをお聞きしたいと思います。

田口清行 学校教育部長

まず、人数のことについてなんですけど、まず1次免除の方はすぐ2次に来られますので、今は36か月以上の経験としていますが、当然24か月というふうに下げますと、1次免除の人数が多くなってきます。その方々もそのまま2次試験を受けられます。

また、1次試験につきましては基準を設けておりますので、採用人数と、それから実際に受験をされた方の点数を見まして、2次の人数を決めておりますので、例年多少の変動は当然出てまいります。

それから、全体としては当然2次試験の人数は増えるものと思っていますので、1次試験の結果で、人数を例えば500人なら500人というやり方ではなくて、受けられた方の点数を見まして決めていくというふうになっております。

次に、2点目の養護の先生方ということで、臨時でご勤務いただいている方につきましては、学校で実際に経験を積んでいただいておりますので、36か月から24か月に短くなることで、確かに経験が短くなるということはあると思いますが、実際には大学を出られて受験をされる方もいらっしゃると思いますので、大学を出られる方は当然1次試験を受けられますし、臨時

澤栄美 委員

の方については実際に現場でご経験をされている中で当然校長先生も見られていますので、状況、情報等については確認をさせていただき部分も当然あります。また、2次試験の面接等で関連のお話をさせていただくというところで、その先生の持つておられる考え方、力量、資質ということを問いまして点数をつけさせていただいて、どの方がいいかを選ばせていただくというふうなことで進めているところでございます。

例えば、一度も1次試験を受けずに、1次試験を経験せずに臨時的任用で24か月勤務して2次試験に臨む人も出てきますよね。私も予備校でちょっと仕事をしていたのでわかりますが、非常に勉強して1次試験に臨むわけですよね。だから、ただ2年間の経験を積んで、例えば経験がすごく小規模校での2年間ということもありますね。小規模校でも経験できることはたくさんあるんですけど、ある程度の経験しかできずに、何が重要なのかというところが分からないままに1次試験を受けず2年間とにかく臨採さえしていれば2次試験に行けるからという、何かちょっと安直な考えにならないかなと少し心配に思ったものですから、お聞きしました。2次試験からの受験の方に関しては、今おっしゃったような校長の意見とかそういったものも含めて、慎重にというか丁寧に選考していただけたらなというふうに養護教諭出身者としては思いますので、よろしくお願ひします。

田口清行 学校教育部長

そこについては、来年度以降、しっかり状況等も把握をしていきたいと思ひます。

また、一方で養護の先生方の年代も大分若くなっておられるので、担当課の健康教育課としても、養護の若い先生方を育てなければいけないということで、経験の豊富な再任用の方を雇用いたしまして学校を回っていただいて、養護の若い先生方の力量アップのためにご指導いただくという取組も始めたところでございます。そのあたりも含めて、経験の状況を踏まえて、指導というところもしっかりやっていきたいと思ひます。

遠藤洋路 教育長

当然、教員養成の段階で一定の知識が身につけている前提ではあると思うんですけど、一般の教諭に比べて養護教諭というのは教員養成で身につけるものと1次試験で求められるもののギャップが大きいんですか。

澤栄美 委員

予備校の採用コースの講師をしていて感じたのですが、やはり持っておかなければならない知識が広いので、改めて1次試験の受験時期に非常に集中してこれまで学習してきたことを勉強するわけですね。1次試験に合格するということを目指してですね。だからその受験生を見ていると、1次試験に向けて必死で勉強した部分がない人と頑張ってきた人とはやっぱり知識の入りようは違うだろうなというのは感じるの、ちょっと危惧するところです。今おっしゃったように、スクールヘルスリーダーが今年から健康教育課の部署に入るといことで、初任者だけでなく臨時的任用の若い人たちも対象にということ非常にありがたいことだと思っています。ただ、対象者の人数が多くなっていますので、スクールヘルスリーダーを1人だけでなく2人、3人と雇っていただけると質的には臨時的任用の質も上がっていくかなと思います。大規模校で複数制のところもありますけど、養護教諭は基本、学校に1人しかいないので学ぶ機会が非常に少ないということを考えると、やはり採用の段階である程度の能力は欲しいなというのが、特に命に関わることや保護者と教諭の間に入っているいろいろなこともとても多いので、そのあたりを危惧するところです。若い養護教諭を育てるといところでよろしくお願ひしたいと思ひます。

遠藤洋路 教育長

養護教諭というのは普通学校に1人しかいないのであんまりそこで学ぶ機会がないということで、同じ臨採経験、24か月とか36か月でも他の職種とは違う面もあるかもしれない、それはおっしゃるとおりだなというふうに伺って思ひました。

幸いにもといますか、養護教諭というのは今、結構倍率が高いので、この変更はどちらかという試験を受けやすくするということですから、養護教諭に関してあんまり経験のない人は倍率が高いので心配しなくても選ばれないよという考え方もあるかもしれませんが、現状を見ると、逆に無理に養護教諭についてまでもっと受けやすくする必要あるのかという、そこはもしかすると無理に養護教諭までこの対象にしなくてもいいという考え方もあるのかもしれないですね。

採用数が非常に増えていて倍率が下がっているというのは一般的な熊本市の教員採用の傾向で、その中で、今、臨時的任用でやっている方も受けやすくしてできるだけたくさんの方に受

澤栄美 委員

けてもらおうという趣旨だと思うんですが、養護教諭に関してはその状況はあまり当てはまらないというか、必ずしも、もっと受験者をどんどん増やさないといけないという状況には今のところなっていないということですよね。でも、逆に養護教諭だけ何で免除されないのかという考え方も、受ける側からすればあるかもしれませんけどね。どうですかね。

もしそうなったら、私が言ったからそうなったんだとなりそうだなと思って、今どきどきしながら聞いていました。

確かに養護教諭の場合は、今年9.7倍ぐらいでしたかね。以前は11.7倍ぐらいで、あまりに高いので県のほうに流れたという話も聞きましたけど、せめてやっぱり1次試験を1回ぐらいは挑戦している人が免除になってほしいというのは、私の気持ちとしてはあります。さっきから言っているように、臨採をしているから学べるかという、日々の経験の中で学べる部分はあるんだけど、例えば教諭ならば校内研修の中で一緒に他の先生や学年の先生と学ぶという機会がありますが、養護教諭はそれがない分、やっぱり自分で一生懸命勉強するという経験が1回ぐらいはあって欲しいなというのを考えているところです。

西山忠男 委員

今のお話を伺っていると、やはり採用された後にずっと学校に1人である、切磋琢磨する機会がないというのが問題ですよ。養護教諭については、研修とかいうのは充実していないんでしょうか。

澤栄美 委員

養護教諭の場合は、悉皆研修の他に、養護教諭会が持っている研修というのが年に2回、あとはブロック研修というのが年に5回あるんですけども、それは健康教育課からのいろんな情報の連絡だったりの時間が多くいるということで、実際に研究や研修というのに取れる時間はブロック研修では多くて1時間取れるか30分とかなんですよね。

それで何とか若い人を育てる仕組みがないかということで、メンター制というのを導入して、5年以内の人たちに対して15年以上経験のある人が組んで相談にのるということで行っています。ブロック研修のときにメンサポタイムというのを取り入れて工夫していますが、それではやっぱり十分ではないとは思いますがね。積極的にメンターのところに連絡をする若い人が

	<p>たくさんいるかというところでもないので、なかなか臨時的任用の2年間の中で自分を高めていくというのは、複数配置のところだと日々もう一人からいろんなことを教えていただくということができるんですけど、難しいと思います。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>分かりました。</p> <p>なかなか1次試験に向けて必死で試験勉強するというものに代える経験というのがあまりないということなんですね、今の現状だと。</p>
澤栄美 委員	<p>それは教諭の先生たちも一緒かなと思います。でも例えば校内研修の中で授業研とかそういったものを割り当てられたらやっぱり必死で教諭の先生たちやりますけど、養護教諭の場合は校内で同じ職種の人がほぼいないわけですから、2人制のところじゃなければ、自分を高めていく方法は、自分で本を読んだりとかそういったことになるかなと思います。ただ、日々養護教諭が対応しなければならぬような問題というのは、不易の部分もありますけどどんどん変わっていつているので、そこはさっきおっしゃったスクールヘルスリーダーをしっかりと活用して育てるよということになると思います。今、3分の2ぐらいが経験10年、15年以内ぐらいなんですよ。だから、その人たちをどう育てるかという問題のほうに意識を向けたほうがいいかなと思います。採用に関しては、気持ちとしては1回ぐらいは1次試験を受けて、1次の受験経験がある人をやっぱり2次試験に持っていきたいなという気持ちはあるということです。ただ、さっき言われたように養護教諭だけと言われると私も責任を感じます。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>別に個人で決めているわけじゃないので。みんなで委員会として決めるわけですけどね。</p>
西山忠男 委員	<p>ちょっと質問ですけど、臨時的任用教員というのは1次で合格したけど2次の面接で不可になった人の中から採用することが多いんでしょうか。そうでもないんですか。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>1次試験を受けていなくても臨時的任用というのはありますね。</p>

西山忠男 委員	養護教諭もそうですか。
澤栄美 委員	そうですね。そもそも採用が少ないので通らなかった人のほうが多いと思います。
西山忠男 委員	なるほど。でもチャレンジはしたことになりますよね。全く受けていない人を採用することはないんじゃないんですか。
澤栄美 委員	年齢が上がって臨採に採用された方の中には、全く採用試験も受けていなくてという方はいらっしゃいます。
西山忠男 委員	そうなんですか。
澤栄美 委員	はい、まれにいらっしゃいます。
西山忠男 委員	私もやっぱり養護教諭だけ違う扱いにするというのは何か変だなと思うので、そこを何とか別のかたちで対応しなきゃいけないんじゃないかなという気がしてきましたね。さっきも言いましたが、研修の充実とか、何とかそういうことで対応できないかなと思います。
遠藤洋路 教育長	倍率が非常に高くして他の職種とは状況が違うということであれば、臨時的任用の人を選ぶときに1次試験を受けたことがある人を臨採として採用するという、そういうより好みができるのであれば、そうしておけば特にこれも問題ないですよ。 それはできますかね。
田口清行 学校教育部長	今の臨採の採用についての状況がちょっと分かりませんので即答はできないんですけど、やはりその先生方の状況を把握していくというのは必要なことだと思います。そこはしっかり先生方の状況を見ていきたいというふうに思います。 それから、先ほど澤委員からもありましたスクールヘルスリーダーにつきましては、今お一人しかいらっしゃらないので、増員ということも検討しなければいけないことだなというふうに感じたところでございます。
遠藤洋路 教育長	臨時的任用であっても学校に1人しかいない養護教諭なのであれば、やっぱりその段階である程度ちゃんとした知識を持つ

小屋松徹彦 委員

ている人じゃないと困ると思うんですよね。そもそも臨採を選ぶ時点で1次試験を受けてそれなりの方を採用するというふうにするのが一番本来のやり方なのかなと思いますので、2次試験を受ける条件をどうこうするというよりは、そもそも、さつき澤委員がおっしゃった、あんまり基礎知識がない方が採用されるのはどうかというのは正規採用だけじゃなくて臨時的任用にも言えることだと思いますので、養護教諭の臨時的任用については特に、一定の資質を持った方をしっかり選ぶということができればいいんじゃないですかね。2次試験の条件だけ他と変えると若干不公平にも思えますので、できればそういう方針でいきましょう。

まず、今の件につきましては、通常、企業だと新入社員を採用して企業内で訓練していくという、企業内訓練というか、そういうことができますよね、OJTがね。

ただ、今の学校だと養護教諭が1人しかいないということでしょうけど、将来的には養護教諭の数を複数にしていくという方向性はないんでしょうかね。それがあってもいいのかなと思いました。これは感想です。

もう一点は1の3の中学校、高等学校の英語受験者に対する実技試験の在り方が変わったということで、今までとの違いは模擬授業時のところかなと私は思ったんですが、これまでの実技試験の反省に立ったうえでの変更だと思いますけど、そこら辺をちょっと詳しく聞かせていただければと思います。

田口清行 学校教育部長

まず、今の中学校、高等学校の英語受験に関してなんですけど、第二次試験選考で、実技試験の中で英語によるコミュニケーション、対話ということを行っておりました。またそれが、模擬授業時の英語によるコミュニケーション、対話ということと重複している部分もあるということ、また受ける方々の負担感、時間を拘束される部分もありまして、ここは整理をして、合わせて模擬授業の中で英語によるコミュニケーション、対話ということをしっかり見ていくというふうにさせていただいたということでございます。

遠藤洋路 教育長

英語の先生になろうという人ですから、英語の実技試験の負担感、というか負担にはならない、当然あればやるんだと思いますが、より実践的な場面での英語の会話を見たいという、

西山忠男 委員

そういうことなのでしょうね。

先ほどの大学推薦制度に戻りますけど、少し前から文科省が採用試験の前倒し実施というのを言っていますよね。4月という案が出ていたと思いますけど、仮に4月となると申込受付期間が3か月前で1月ぐらいになってしまいますね。1月に推薦となると大学としては非常に難しい、後期の単位認定が2月になりますので、後期の成績が出る前に推薦する人を決めなきゃいけないということになるんですよね。これはかなり難しいんですけど、前倒しというのはどれぐらい起こりそうなのか、今のところの情報を教えていただけませんか。

田口清行 学校教育部長

前倒しにつきましては、現状、今回も例年どおりでさせていただいています。前倒しについては、他都市の実際の状況ですとかそのあたりもしっかり見ないといけないと思っておりますし、また、熊本県とそろえる必要があるのかどうかも含めて、教員がこれだけ少なくなっているといいますか、志願者が少なくなっている状況の中で市だけ単独でということもなかなか難しいのではないかなと思います。また、県も含め他県、他都市の状況も踏まえながら採用試験というのは決定をしていく、今委員がおっしゃいましたように大学の状況等もあらわれると思っておりますので、そのあたりもしっかり伺いながら進めていかなければいけない、当然、国の動向もしっかり見ていかなければいけないと思っております。

出川聖尚子 委員

これに変更するという事で、直接関わるかは分かりませんが、例えば学生が教員に申し込むときに、4月下旬に実施要項が公表されて、自分の担当する、希望したい職、科目が今年は募集があります、来年はまだ分かりませんかというふうな、あたりなったり、多かたり少なかりすることが学生にとってはとても不安なことだと思います。教員を1年生のときからずっと目指して4年生まで希望していても大丈夫なのかということになると思うんです。やはり安定的に、もちろん自治体の状況もあると思うんですけど、最低何人は必ず募集しますというような方向性が見えてくると安心して希望できるんじゃないかなと思います。ゼロのときがあったり1になったり、次の年は5になったりというような、募集の要項を見ないと分からないというのが、私の大学でしたら他の公務員の職種だと

田口清行 学校教育部長

保育士とかもそうなんですけど、人数が大きく変わっていきますので、その辺も安定的な募集をしていくというか、学生に向けたですね、そこも少し考えていただけるとありがたいと思います。

現状としては、定年で退職される方が非常に多くなっている状況もありますので、それもあって実際に入っていただく方の数も多くなっている状況があります。

ただ、将来的には少子化ということもありますので、そのあたりはやはりしっかり動向を見ながら、どれぐらいの先生方を雇用しなければいけないのかというところは、今委員がおっしゃったようにあたりなかつたりというところ、その方々の意識も低くなっていかれると思いますので、そこはしっかり動向を見ながら、人数のところは推移をしっかりと見て募集の人員等を決定しなければいけないだろうというふうには思います。状況がこれからどう変わっていくかというのをしっかりと見ていきたいと思っています。

遠藤洋路 教育長

確かに4月下旬に実施要項が出て、5月に試験申込みで、そのときにならないと募集があるかないか分からないというのでは見通しも立ちませんので、募集があるかないかぐらいは、もう少し早く分かるならお示しできるかもしれないし、今、田口部長が言われたように、現状だと以前みたいにほとんど採用がなくてたまにありますみたいなことはあまりなくて、一定継続して採用していける状況だとは思っているので、それが変わる場合には少し早めにお知らせができるといいのかなと思いますので、それはまた検討しましょう。

他にご意見、ご質問はありますか。

ご発言がなければ、本件は以上といたします。

日程第5 報告

- ・報告（1）令和4年第4回定例市議会報告について

《資料事前配付》

西山忠男 委員

3ページ目に、ゆとり教育及び大学における教養課程の廃止についての質問がありますが、これはどういう趣旨の質問なん

	でしょうか。
福田衣都子 指導課長	これにつきましては教育力の低下を懸念されて、ゆとり教育の関係もあり、広い教養が今低くなっているんじゃないかというところを懸念されてのご質問だったと思います。
西山忠男 委員	ということは、ゆとり教育を実施したことで、その世代の人たちに教養が欠けているという認識があるということなんですか。
福田衣都子 指導課長	その世代の方々がというようなお尋ねではなかったのですが、一般的な教養の低下を感じるというところで、ゆとり教育が関わっているのではないかというようなご懸念であったと感じております。
西山忠男 委員	もうゆとり教育は終わったわけで、それで、どうしてほしいということなのかよく分からないんです。今はゆとり教育の反省に立ってもう一度、教育、考え直している段階だと思います。心配することはないんじゃないかと思うんですけど、ちょっと分からなかったものですからお尋ねしました。
遠藤洋路 教育長	そうですね。この質問を見ますと、今の現代の日本人は民俗学、宗教学、哲学のない、教養が身につかない、こういう状況なのではないかというような問題意識でのご質問、その原因がゆとり教育、あるいは大学の教養課程の廃止にあるのではないかと、こういう趣旨のご質問だったように思います。そこは、そういう認識自体が、見解が違うということもあるのかもしれませんが、あくまでも質問はそういう問題意識での質問だったということで、そこについての見解は様々あっていいんじゃないのかなと思います。1つの見方としてはそういう見方をされる方もいらっしゃるということかなと思います。
小屋松徹彦 委員	8ページが一番下の件で、指導力不足によって適切な指導が行えない者が対象となっていると書いていますが、この指導力不足等というのはどういったことをイメージしているのか、ちょっとお聞きします。
田口清行 学校教育部長	指導が不適切であるということですけど、授業力が不足して

	<p>いる、足りないというふうな先生方、子どもたちの意見を取り上げないですとか、また授業内容の理解が不十分であるというふうな、その他ありますけど、学習指導について力を十分身につけていない、指導力が不足している先生方について、その実態に応じて研修を、基本的には校内での研修ですとか、また校外での研修等を積み重ねて資質や授業力の向上に努めていただくというようところで改善を図っていただいています。それがどうしても不十分であるという場合には、特別な研修のカリキュラムをつくって研修を受けていただくということになってくるということで、教育委員会としてもその状況を学校から提出いただいて対応するというシステムを行っているところでございます。</p>
<p>小屋松徹彦 委員</p>	<p>ということは、ここでいう指導力というのは学習指導に限定してということですか。</p>
<p>田口清行 学校教育部長</p>	<p>学習指導ですとか学級経営ですとか生徒指導というようところが中心になってきます。</p>
<p>小屋松徹彦 委員</p>	<p>要は、ここでいう指導力不足というのは、要するに児童生徒たちとの適切な関係を結び切らないというか、そういったことも入るのかなと私は思ったのでこういう質問をしたんです。というのが、関連して9ページ、10ページに書いてあるように、指導改善研修を必要とする事例が校長から申請がなかったということになっていたんで、え、そうかなと思って聞いてみたんですけど、それ以外の、例えばこの間の件のように過剰な指導とかそういったものは、ここでは、いわゆるこの定義の中には入ってきていないということよろしいのでしょうか。</p>
<p>田口清行 学校教育部長</p>	<p>今、委員がおっしゃったように、この前のケースですとそれには当てはまらないという認識でございます。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>いろんな指導力不足、あるいは不適切な指導力というのがあるかと思しますので、答弁もしていると思えますけど、今後はいろんなものを広く対象にできるような方法を考えていきたいというふうに考えています。これまでの制度でいえば、ここで言っている指導力不足の教員というのは、おっしゃったように子どもとうまく関係が結べなくて学級崩壊状態になってしまう</p>

とか、あるいは教科の基本的な知識が欠けていると、さっきの澤委員のご指摘じゃないんですけど、例えば30年前の知識から全くアップデートされていないとか、そういう学習指導であるとか学級の経営の面で著しく問題があって子どもたちの学習が身につかない、そういう状況を主に想定していたということです。ですから、それがうまくこれまでは把握できていない、校長から教育委員会にそうした該当者が上がってくるようなことが、制度としてはあっても、実際に出てくる人はいなかったということなので、そこを改善していきたいということです。その対象者も限定的なものじゃなくて、もっと幅広く問題がある人を見つけられるように、研修につなげられるようにしていきたいと、そういう趣旨です。これまでは指導力不足という範囲を、かなり狭くといいますか、特定の人に限って運用してきたということです。

もともと県ではそういったかたちで指導力不足の教員を毎年県の研修センターで研修をしていましたので、基本的にはそれを引き継いでやっているわけですけど、熊本市になってからは、これまで該当者がいなかったということで、もう少し丁寧に把握できる方法を考えていきたいと思っていますところです。

小屋松徹彦 委員

20ページです。一番最後の、学校現場への教員以外のスタッフの増員にはどのように取り組むのかという問いかけに対して、学級支援員の増員については取り組んでいくということが書いてありますけど、例えば定年で退職される校長をはじめ教員の方々、この活用というのをもう少し考えていいのではないかなと思ったんです。今、定年退職される方というのは、いわゆるICTの活用といいますか、タブレットが学校に導入されて授業をやっていくという、そこに対して非常に抵抗感のある年代の方々が多いと思うんです。そういう方々が一度辞められて、やれやれと、これでタブレットから離れられたという、正直なところそういうお考えの方もいらっしゃるかもしれませんが、そういう方々がまた学校に戻ってこれるような体制、活用です。

例えばここでは学級のサポートと書いてありますが、学校のサポートというか、学校全体に対して、何かそういったことのサポートをできる経験者として、そういった方々を活用するというのも考えてもいいんじゃないかなというふうに思いました。その辺はいかがですかね。

<p>田口清行 学校教育部長</p>	<p>再任用の方々、要するに退職の方々がかかなり多い時代ということで、お辞めになって、当然再任用の制度もございますので、そのまま継続的に学校に残っていただいでご指導いただいでいる方もかなりの数いらっしゃいます。また、学校から離れてということでご指導を違うかたちで、教育委員会の事務局の中でも、先ほど澤委員からもありましたスクールヘルスリーダーの方も、ご退職されて再任用として、養護の先生方、若い方にご指導いただくという方もいらっしゃいます。また不登校の支援、また学校全体に対して、各学校に配置して支援をお願いしている方もいらっしゃいます。また学校コンシェルジュにも再任用の方がご勤務いただいでいるところですので、そのようにできる限り長年経験されたお力を使っただき、本市の教育に貢献いただいでいます。</p> <p>また、どうしても一方で、しばらく離れたたいという方もいらっしゃるの否めないところですけど、できる限りお声かけをしながら本市の教育にご協力いただけるかたちでお願いしたいというふうに考えているところですし、お声かけしながら進めさせていただいております。</p>
<p>小屋松徹彦 委員</p>	<p>よく分かりました。やっぱり経験も知識もたくさんある方々なので、それで完全に引いてしまうのではなくて、どこかで戻ってきただきたいという思いがあります。戻ってきやすいような場所をいっぱいつくってもらえたらなと思います。</p>
<p>出川聖尚子 委員</p>	<p>24ページの学校給食の支払催促申立てについてというところを少しお伺いしたいんですけど、学校給食の公会計化後、滞納額が20倍以上になったがというところなんですけど、まずお聞きしたいのはそういうような状況なのかということと、2点目は、滞納する家庭には困窮などのいろいろな事情がありと書いてあるんですが、個人的には就学援助で給食費は対象になっているのではないかと思ったので、困窮家庭などもこういう滞納の家庭の中に入っているのか、これについて今後どういふふうに対応されるのか、応答の内容もありますけどご説明いただきたいと思ひまして質問します。</p>
<p>上村清敬 健康教育課長</p>	<p>最初に滞納額についてですが、令和2年度から公会計に移行しまして、その前年度の令和元年度は滞納額が108万円であ</p>

	<p>ったところが、公会計に移った令和2年度は1,972万円と、新聞報道でもありましたとおり約20倍程度に増えたところは事実であります。</p> <p>それから、困窮家庭のお話ですけど、就学援助に関しましては生活保護世帯と同様に給食費は免除となっております。</p>
出川聖尚子 委員	<p>そうしましたら、特に困窮家庭ではないところが滞納しているということになるのでしょうか。</p>
上村清敬 健康教育課長	<p>困窮家庭の定義にもよるかと思うんですが、就学援助を申請されてお認めいただける基準に達している方に関しましては免除となっておりますので、一定の収入はあるものと考えて結構かと思います。</p>
出川聖尚子 委員	<p>そうしますと今後はどういうふうに対応していくのか、具体的に教えてください。</p>
上村清敬 健康教育課長	<p>こちらの答弁でも申し上げておるところですけど、早期対応が肝要であることは認識しておるところです。今後は早め早めの対応を心がけてまいりたい、また、改めて電話、文書、訪問を徹底するとともに、それでも応じていただけない家庭に対しては、今回と同様、法的措置を取らざるを得ないと考えております。</p>
出川聖尚子 委員	<p>では、就学援助の対象ではないけど、やはり困窮という理由で滞納につながっているということを考えていらっしゃるということなんですか。</p>
上村清敬 健康教育課長	<p>これまでのケースで、就学援助の制度を知らないという家庭もありましたので、そういう場合には就学援助の制度をご案内してそちらに申請していただくといったこともございました。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>滞納する家庭には困窮などいろいろな事情があるというのは議員の質問でそのように言及されているということなので、教育委員会の認識というよりは、そういった問題意識での質問です。滞納している人にはいろんな事情があるんだから法的措置にいきなり踏み切るのはいかがなものかと、こういう趣旨のご</p>

西山忠男 委員

質問であったかというふうに思います。

私たちの認識としては、本当に困窮家庭で生活保護、就学援助を受けている家庭は免除になっていますので、今、課長が申し上げたように一定の収入がある家庭が給食費を滞納していると、そういう前提の下で法的措置に踏み切ったということです。それが私たちの認識であるということですから、その認識は、ご質問された議員と教育委員会の、実際に対象になっている方がそういう困窮家庭だという意味ではない、教育委員会の認識とは少し違う部分もあるのかなというふうには思います。

今回この内容を見てつくづく思うのは、やはり五福小の事件を受けて、教員の不適切な指導とか体罰、暴言、それに関連する質問が非常に多かったということなんですけど、多分それを受けてだと思えますけど、7ページに教育委員会の問題点についてという非常に重たい指摘があるので、少しこれについて議論させていただきたいと思うんです。ご指摘の質問は、確かにそうと思える部分もあれば事実誤認と思える部分もあるんですが、まず教育委員会の問題点として、事務局の案を追認するだけで実質的に意思決定を行っておらず責任の所在が曖昧であること。

これは確かに案件によっては、追認するだけの案件、かなりあると思えますけど、重要な案件についてはかなり真剣に議論しているということを答弁の中でお答えいただいてもよかったんじゃないかと思うんです。それが無いのがちょっと残念であります。

要因として、教育委員会の意思決定が月1回程度短時間開かれる会議のみで、十分な議論がなされず適時迅速にできないこと。

これは、月1回は確かにそのとおりで、これが少ないと言われればそうかもしれませんが、1回当たり2時から6時、7時まで普通かかって、長いとき9時までやっているわけで、短時間で済ませているというわけではないし、重大案件があるときは臨時教育委員会で議論している、こういうことももう少しお答えいただければよかったかなという気がします。

それから、教育長や事務局職員の学校教育関係のポストが教員出身者で占められており、教員の立場を強く意識していること。

これは、教育長は教員のご出身でないので事実誤認があると

と思いますが、事務局は一定数確かに教育関係者が占めている、それはお答えにあるように必要なことでもあるということだと思いますけど、ただ、教育委員の構成を見てみると5人のうち4人が教員または教員経験者であるという、小屋松委員だけが一般の社会人であるということで、これはちょっと確かにアンバランスかもしれないというふうに感じないでもないです。この点は将来考えなきゃいけないことかもしれません。

そういうことで、答弁の最後の段落で、「今回の反省と教訓を生かし、真に開かれた全ての子どもと市民のための教育委員会になるため、今こそが正念場であると考えている。教育委員会と学校が良い緊張感の中で連携し、よりよい教育を共に作っていけるよう強い覚悟をもって取り組んでまいります。」ということで、そのとおりだと思いますけど、こういう質問というか意見が出たということ踏まえて、私たちももう少し考えていくべきところがあるのかもしれないなと思いました。これは感想です。

遠藤洋路 教育長

今の点はどうですか、事務局からありますか。

中川浩二 教育政策課長

教育委員会会議が少し形骸化しているのではないかという議員からのご指摘ではありましたが、確かに西山委員がおっしゃられますとおり、ここ数年の教育委員会会議では、委員の皆様方に非常に熱心にご議論いただいて審議をしているということは当然議員のほうにもお伝えをしまして、答弁を行ったところでございます。会議の時間も平均すると3時間以上は確実に毎回かかっておりますし、また、オープンにするためにYouTubeでの配信もやっております。月1回ということですが、例えば昨今、コロナ対応等に関しては何度も臨時の教育委員会会議をお願いして、それも公開をしながらやってきていると、時間がない場合にあってもオンラインでの開催ということもやっておりますので、ここはしっかり私どもとしても教育委員会会議は決して形骸化していることはないというところで申し上げたところでございます。

西山忠男 委員

ついでに伝えていただきたかったのは、例えば市立高校改革に関しては、我々実際に現場に乗り込んで、何回も教員や生徒たちと討論して改革の方向性を探ってきたと、そういう努力もしていると、決して事務局の案をそのまま通しているわけでは

中川浩二 教育政策課長

ないということはお伝えしていただきたかったなと思います。

おっしゃられるとおりで、広聴事業で委員の皆様方には直接学校に出向いていただいたり、オンラインで、学校の生徒たちともいろんな議論をしていただいているという部分についても、議員のほうにも答弁作成時にはご説明したところではございます。

遠藤洋路 教育長

この質問で指摘されている教育委員会の問題点というのは、この答弁の中にもありますけど、平成27年の教育委員会制度改革のときに指摘された事項なんです。ですから、熊本市の現在の教育委員会の問題点というよりは、教育委員会の問題点として一般論として過去に指摘されていたものであるというふうに、実際に内容的にはそうなっているんですけど、議員としては恐らくその状況が今も続いているんだろうという想定の下に質問をされたんだと思います。現状、平成27年以前に全国的な教育委員会の問題点として指摘されていたことが、今の熊本市に全部当てはまるわけじゃないということをご説明したうえで答弁はしていますが、今の熊本市の教育委員会会議の現状というものがあまり伝わっていなかったのかなというふうには思います。ですから私たちとしても、ここにあるようにライブ配信も含めて知っていただく努力はしていますが、よりいろんな方に現状を知っていただくという努力が必要なのかなというふうに思います。

澤栄美 委員

20ページの通級指導教室のことなんですけど、上から2番目の質疑要旨、応答要旨のところを読んで、今、巡回指導もされているということで、本当にこれはすごくいい取組だなと思ったんです。実際に通級指導教室に行くことで非常に伸びたり、あるいは困り感をなくしたりできるよねというような子どもは多いわけで、ただ、お勧めするときに、他の学校に行かなければいけないような現状があると、そこでその話がストップしてしまうんです。送り迎えができないとか、そういったことは現実としてあると思うんですよね。

それで、その下のところにも通級教室の拡充を図ってまいりたいとあるんですけど、今現状として全校に対して何割ぐらいの学校に通級指導教室はあるんですか。

野田建男 特別支援教育 室長	<p>すぐに正確な割合は出ないんですけど、大体、2割ぐらいの学校には今のところ設置をしているところですよ。やっぱり保護者の方が送っていくのは大変とかそういった実態はあります。なかなか送っていきたくなくて諦められるといった実情もあるので、ここにもありますとおりに巡回指導ということで、通級指導教室の設置校の先生が該当の学校に行って指導ができるということを、どこまでできるかを今試している状況です。いろんな面で課題もございます。中には子どもさんが自分の学校を出て他の学校で指導してもらったほうが落ち着いてできるのか、やはり先生方が回っていく中で移動の時間がかかって指導が短くなるのか、そういった課題もあるので、今、4校の通級指導教室にご協力いただきながら課題の検証をしているところでございます。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>指導教員が巡回すると当然その時間は指導ができないわけで、その時間が無駄になる部分もあると思うんですけど、子どもを送迎するということはできないんですかね。保護者の送迎ではなく、要するにスクールバスのようなもので子どもを送迎すれば指導教員の移動時間はなくなるんですけど、そういう方法はないんですか。</p>
野田建男 特別支援教育 室長	<p>子どもを送迎するという発想は、今のところは全く考えておりませんでした。保護者の負担を減らすというところで、どういったかたちで送迎ができるかというのを今後考えていかなきゃいけないと思っています。今の発想にはびっくりしたところですけど、特別支援教育室として検討を加えていきたいと思っております。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>教員が巡回したら、時間をもったいないと思っただけです。もちろん子どもを送迎したら、運転手さんも要るし安全管理も要るし、いろいろ課題はあるのは当然だとは思いますが、発想としてはそっちの方法もあってもいいのかなという気はしました。</p>
澤栄美 委員	<p>1つは場所、教室が設置できるかというところもあるのかなと思うんですよ。大きな学校だと人数が増えて、空き教室自体がないと思うんです。校長裁量で落ち着かない子どもさんを通級教室で、ソーシャルスキルトレーニングをすれば、そう</p>

野田建男 特別支援教育
室長

いったことも私の経験ではありましたが、基本的には教室を増やしていただいて、人の増員にはお金がかかりますけど、通級の先生方は専門性も高いので、増えていくといいなと思ったところですよ。

今、澤委員がおっしゃったとおり、通級指導教室の先生方はとても専門性が高くて、たくさんの学校にいらしゃったほうが、お子さん方、また保護者の方も安心かなと思います。できるだけ巡回指導も含めて今から拡充の方向では考えているところですけど、なかなか一気に増えていきません。校内の中に特別支援学級の先生であるとかコーディネーターの先生であるとか、また通常学級の中にもすばらしい先生方はいらしゃるので、そういった方々の力、また学校のリソースあたりも利用しながら、通級指導教室の拡充が完了するまでは学校の体制で頑張っていたきたいと思っているところでございます。

遠藤洋路 教育長

さっきの私の提案を1つ補足をしますと、昨日、指定都市の教育委員会の会議にオンラインで出席しまして、ある自治体からスクールバスをもっと拡大したいという話がありました。ただ、スクールバスで朝と夕方だけ送り迎えするだけなら、もったいないというか、導入しにくいという話があったので、今みたいな通級とか、例えばこれから増やさないといけない日本語指導とか、昼間にスクールバスがもし空いていれば、そういうものを活用するという方法もあるんじゃないのかなと思ったんです。そういうことを含めてスクールバスを拡大するなら有効活用できるなと思ったということです。スクールバスの拡大を政令指定都市として提案していきたいという話があったものですから、その流れで少し考えたわけです。

苫野一徳 委員

西山委員のご発言と今の議論も踏まえて、少しご提案等をさせていただきたいと思えます。まず西山委員がおっしゃったことに関連して、あまり教育委員がこんなこと言うのはよくないかもしれないんですけど、他のいろんな教育委員会の方々ともお話をしていると、熊本市では4時間、5時間の議論は当たり前ですといったらすごく驚かれますね。そんなに議論されているのはうらやましいと、結構本気で忸度なしに議論しているのはとてもうらやましいということをおっしゃられていて、平均3時間と答弁にあるんですけど、平均四、五時間やっ

遠藤洋路 教育長

ていますよね。

特に最近では長くなっていますね。

苫野一徳 委員

この前は9時までみたいですね。それはもう普通のことになっていると思うんですが、かなり本気で熊本市の教育のことを考える見識のある教育委員と一緒に議論しているということはあまり知られていないことだと思うので、あまり自分たちで言うのはよろしくないかもしれないんですが、そう思いました。

また、先ほど西山委員がおっしゃった、そうはいってももしかしたら少し委員に偏りもあるかもしれないというお話で、これは将来的な話なんですけど、実現可能性があるかどうかは別にして、これはもう熊本市だけじゃなくて全ての教育委員がそうだと思うんです。誰が教育委員をやっているか、住民のほとんどが知らないですよね。これはやっぱりとても大きな問題だと思います。市民たちが共につくる、自治というか共治ですよね、共につくるというのが教育委員会のあるべき姿だと思うので、誰が教育委員をやっているのか全然知られていないというのは本当に大きな問題だと思います。

本来であれば、学校に関わっている大人たち、学校支援の協働本部のようなものであったりとか、あるいは、以前も少しコミュニティスクールのお話をしましたが、必ずしもコミュニティスクールじゃなくてもいいとは思いますが、常日頃から子どもたちや学校と関わっているそういった組織だったり大人たちがいっぱいいると思うんです。その中から例えば互選をして候補者を出してみる、市長のほうで議会に承認を諮るといような流れも、そういったスキームができればもっと顔の見える、地域住民に根差した教育委員が選任されるのではないかなと、もっともっと顔の見える教育委員ということでご提案をしてみたいと思いました。

私たちももっと学校現場に行くべきだなという感じがあります。とはいえ、なかなかスケジュール合わないんで、みんなそろって行くのは難しいと思うんです。もしよかったら指導主事の方が行かれるときとか、月に何回もそういう機会があると思うので、どんどん連絡いただいて、気軽にどうぞ一緒にしませんかみたいな感じで言ってくだされば、行けるときにさっさと行くみたいなこともできると思います。本当にただその学校の様子を見る、先生方や子どもたちと話すとか、こういうもっと

現場に近い活動をできたらうれしいなと思ったところです。

先日、KEWで子どもたちや先生方と一緒にお話をさせていただいて、とても楽しかったんですよ。生の声を聞かせていただくというのは本当に楽しいし、とても学びになるので、そういった機会があればありがたいと思いました。

もう一つ、ここにもありましたインクルーシブ教育に関して、通級の拡充とかスクールバスとかもとても大事だとは思いますが、一旦それは移行措置として考えるとよいのではないかなと私は思っています。教育振興基本計画でもインクルーシブ教育の充実というものがあって、私もいつも、インクルーシブ教育をもっともっと充実させましょうということをしつこく申し上げているんですけど、昨年、ご承知のとおり国連が勧告を言い出しましたよね、日本の学校教育は障害者権利条約に抵触するよと、分けた教育というのは国連からも勧告を受けたわけですよ。やはり目指すべきはインクルーシブだと思うんです。

ただし今の現状では一緒に学び合えないシステムになっちゃっているんですよ。だから、今いきなり様々な支援を要する子どもたちが一気に通常学級の中に一緒に入ると混乱が生じて余計に学習権が損なわれるということになってしまうので、まずは学校の在り方をいろんな子どもたちがインクルーシブに学び合えるような場に変えていくと、これを10年ぐらいかけて、本気で計画を立ててロードマップをつくって10年後ぐらいにはインクルーシブ実現しますという本気の計画を立てて、移行措置としては通級の拡充、充実というのは大事だと思うんですが、10年後にはインクルーシブしますというような、そろそろそういった具体的なロードマップをつくっていいんじゃないかなと思います。国連が勧告してきたということはやはり重く受け止めるべきだと思います。それに対しての文科省の回答も賛否ありましたけど。そのためにどうしたら様々な障がいを抱えた子どもたち、障がいだけでなくいろんな事情を抱えた子どもたちが共に学び合えるのか、お互いを認め合い、尊重しながら学び合えるのかということの本気で研究して実践していく必要があると思うんです。

これに関してはヨーロッパがやっぱり先端を行っていて、例えばオランダのイエナプラン教育とかだと通常学級に聴覚、視覚、発達など、いろんな障がいを抱えた子が普通にいるわけですよ。なぜそれができるかという、もう既にクラスの中で自分のペースで学べるようになっているし、特にイエナプラン

の場合は3学年の異年齢なので、お互いに助け合いながら学び合うという環境もできています。

こういったことができるということは世界の教育の潮流を見ていけば分かるので、例えばそういったことの学習会を本市で立ち上げて、どうやったら本当にインクルーシブで学び合えるのかということの本気で研究をして、そちらに徐々に移行して、10年後にはこれができるようにしますという感じのことができたらいいなというのが、私の切なる願いです。

熊本でも多くの障がいを持ったお子さんの保護者の方から切実な訴えを私は日々聞いております。本当は一緒に学んでほしいんだと、自分たちだけ別にしてほしくない、一緒に学びたい、別に一緒にいいんですよと言われるんだけど、現実としてはやっぱり分かれざるを得ないと。そういったことが起こらないように、インクルーシブ教育の本気の推進というものを改めて切実に訴えたいなと思っているところです。

中川浩二 教育政策課長

私のほうからは2点申し上げます。

まず、市民に教育委員の皆様がどなたかというのが、本当に認識されているのかという点につきましては、教育委員会制度というものについて熊本市のホームページで教育委員の皆様のプロフィールを写真付きで掲示をさせていただいておるところではございますが、確かに形式的にホームページに掲載をさせていただいておりますけど、真の意味で市民の方に広く知っていただくという部分では、やはり工夫が必要なのかなと考えたところでございます。教育広報紙のWith youとかそういった媒体等も通じて、今後そういったことが考えられればなというところを思ったところでございます。

それからもう一点、コミュニティスクール等については、先日の総合教育の場、それから12月の教育委員会の協議会の中でもご意見をいただいたところでございます。これまで熊本市においてはコミュニティスクール、地域学校協働本部の導入についてはちょっと慎重論で来たところがございますが、今回、教育委員会の様々な課題の中で、学校、地域の関わりというもの役割というのは非常に重視しなくてはならないところがございますので、今後進められます検討の中でもしっかり考えてまいりたいと思っております。

野田建男 特別支援教育

インクルーシブ教育については、第2次熊本市特別支援教育

室長

推進計画の中で、インクルーシブ教育システムの構築をと
うところで目指して進んでいるところでございます。

先日の国連からの勧告とか、発達障がいの可能性のあるお
子さんの割合であるとか、そういったものが報道でも言われて
いるところでございますけど、インクルーシブ教育システムにつ
いては、こちらも今のところ学校と連携しながらやっていると
ころでございますが、特別支援学級に在籍するお子さんは右肩
上がりで上がっている、保護者の方々が専門的な教育を求めて
という状況もありますし、なかなか通常学級の中では適応が難
しかったということで特別支援学級を選択されるケースももち
ろんございます。そういったお子さん方のために、通常学級で
学べる、そういったシステムをつくるということで、学校のほ
うではユニバーサルデザインの授業とか特別支援教育の視点を
生かした授業とか、そういったものの研究は進めてらっしゃい
ますが、現在の教育システムの下ではそれが難しいかなとい
うことは私自身も実感しております。

今後もそういった支援が必要なお子さんが通常学級の中で
学べるような授業の在り方であるとか生活づくりであるとか、
そういったところは先生方と一緒に考えていかないとけないか
なと思っているところでございます。

澤栄美 委員

私もインクルーシブ教育を実現するという事は非常に大事
だと思うんですけど、今おっしゃったように、なかなか今の現
状では子どもが教室で落ち着いて授業を受けられない子どもが
いて、その子どもが能力を発揮するためにあるのが、自分が困
っている部分を通常学級に戻ったときに生かせるための通級教
室の存在だと思うんですね。だから、この現状ではインクル
ーシブ教育に移行していくことを進めながら、学校内に困っ
ている子どもを助けるスペースがあるということはすごく大事な
ことだろうと思っているので、やはり拡充は進めていただきたい
なと思っています。

苦野一徳 委員

まず、コミュニティスクール云々の話も一応提案させてい
ただいて、いろいろとご検討いただければなと思っていると
ころで、これは教育委員の今後の選任過程なんかも含めた、と
にかくもっと地域に根差した教育委員会ということが、これはこ
だけじゃなくて全国で言われている問題を多分抜本的に変えて
いく大事なアイデアになってくるかと思っておりますので、広報紙

等々でお伝えしていただくのもいいんですけど、やっぱり私たちがもっと現場に入っていくということも、そういったスキームをちょっと考えていただくと大変ありがたいかなと思ってるところです。

澤委員がおっしゃったとおり、通級の拡充、本当にそれは必須だと思っています。なので、私としては先ほど申し上げた、例えば10年かけてインクルーシブ教育システムをちゃんとつくっていく、そのためには通常学級がこういうふうにならないとそれができない、澤委員がおっしゃったようになかなか通常学級で落ち着いて学べないとか、こういうことがあるけどこういうクラスだったらそれができるんだよね、みんなと一緒に学べるんだよねという、この理論も実践ももう既に出そろっているんですよ。これを日本では全然知られていないしやられていない。熊本市が率先して、こうすればインクルーシブ教育が可能になるんだ、日本でのモデルをもしも熊本市で率先して出していけたら、これはこれで価値のあることだなとも思いますので、10年かけて研究と実践を積んでいくというような、そういったアクションを起こせないかな、ぜひそれをご検討いただきたいと思い、そういうことをお話しさせていただきました。

遠藤洋路 教育長

コロナの前は教育委員さんにも学校訪問のご案内を結構していたんですが、最近コロナ禍になってからなかなかできていませんので、またできるようにしたいなと思います。

それから、インクルーシブ教育については、日本だけじゃなくていろんな国に同じような勧告をしているんですよ。だから特別日本の教育がどうということよりは、ヨーロッパも含めて同じような勧告をいろんな国が受けていますから、特に日本が何とかしなきゃということじゃないと私は思っていますが、やや理想主義に過ぎるのかなというふうに勧告に関しては思いますけど、方向としては現状よりもインクルーシブのほうにしていかなきゃいけないんだろうと思いますので、熊本市から具体的に何か動きができるといいですよ。ぜひ専門家である苦野委員がいらっしゃるときに、そういうことが具体化できるといいかなと思います。

苦野一徳 委員

なぜインクルーシブ教育が大事かという一番の根本の部分をやはり共有しておく必要があるんじゃないかなと思うんです。

幾つもあるんですけど、やっぱり一番根幹は民主主義社会の

土台が学校であるからなんですよ。どうしても同質性の高い学級集団をつくっているのが今の日本の学校で、もちろん日本だけではないんですけど、そうすると、異なる他者と共に社会をつくり合う、異なる他者とお互いに認め合いながら社会をつくり合うのが民主主義社会であるにもかかわらず、異なる他者とほとんど会うことがない、障がいのあるなしで分けられて、特に男女で分けられたり、小中高の校種で分けられたり学年で分けられたり、外国籍、日本国籍で分けられたり、いろんなもので分けられていくと異なる他者と共に生きるという経験ができない、異なる他者と触れ合うことがなければお互いを知り合うこともできず認め合うこともできないという、これもいろいろと研究で分かっているんですよ。交流があれば異なる他者と認め合うことができるようになるということも分かっています。

ということは、やはり分け過ぎるというのはとても大きな問題だと思うんです。民主主義社会の成熟のためにこそ、異文化、異世代、異年齢、なのでインクルーシブというのは障がいのあるなしだけじゃないんですよ、異文化、異世代、異年齢、こういった様々な異なる他者がもっともっと混ざり合っ、お互いを尊重し合えるようになろうよというのが理念なので、これだけだと確かに理想主義的なんです、それをできるだけ実現していくような仕組みですよ、こういったものがやはり根本的に大事なんだという、そういったところを共有しながら進めていけたらいいのかなと思っていますところ。

遠藤洋路 教育長

そうですね、せっかく苫野委員と澤委員がいらっしゃるわけですから、具体的な改善につなげられるといいですね。引き続き考えていきましょう。

他にご意見、ご質問はありますか。

ご発言がなければ、本件は以上といたします。

・報告（2）熊本市立高等学校における令和5年度（2023年度）使用予定一般図書について

《福田衣都子 指導課長 報告》

小屋松徹彦 委員

これは、去年改正になったんですかね、日本史、世界史が歴史総合必須科目に変わったとお聞きしたんですけど、何か学校にとっては非常に大きな変化じゃないかなと思うんですが、これに対する学校の先生方の対応というのはどうなのか聞かれたことはございますか。

福田衣都子 指導課長

申し訳ありません。詳しいところは情報として入っておりません。

小屋松徹彦 委員

要は近現代史というか、そこに非常に重きを置いた教育に変わっていくという、本当に大きな変化だと思うんです。我々の頃はどちらかというと歴史は最後の大事な部分はほとんど勉強せずに終わっていました。逆に言うと今その部分が非常に重要だということで大きな変化があったと思うので、学校の先生方もこれに合わせていくというのは相当難儀なことかなと思ったのでちょっとお伺いしました。

遠藤洋路 教育長

他にご意見、ご質問はありますか。
ご発言がなければ、本件は以上といたします。

・報告（3）日本語指導拠点校の拡充について

《福田衣都子 指導課長 報告》

・報告（4）熊本市立平成さくら支援学校における令和5年度（2023年度）使用予定一般図書について

《野田建男 特別支援教育室長 報告》

・報告（5）国指定史跡釜尾古墳の追加指定について

《北野伊織 文化財課長 報告》

〔閉会〕

遠藤洋路 教育長

本日の会議日程は全て終了いたしました。これで、令和5年1月定例教育委員会会議を閉会いたします。